

議案第 2 号

上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 2 4 年 2 月 2 3 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

上尾市立小・中学校管理規則（昭和 3 2 年上尾市教育委員会規則第 5 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 項中「県教育委員会の同意を得る」を「県教育委員会に届け
出る」に、「同意を得た」を「届け出た」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭
和 3 3 年法律第 1 1 6 号）の一部改正により、市立小・中学校の学級編成
についての埼玉県教育委員会への同意を要する協議の義務付けが廃止され、
事後の届出制となったことから、所要の改正を行いたいので、この案を提
出する。